

プロポーザル方式実施説明書

この実施説明書は、利用申込型子どもの居場所事業を実施するにあたり、必要な専門的知識を有する事業者を選定するため、申請手続きや審査方法等を定めたものである。また、本公募は、予算成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。市議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことを十分留意のうえ応募することを前提としたものである。

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務概要

- ア 委託業務名 ①うるま市利用申込型子どもの居場所事業（石川地区）
②うるま市利用申込型子どもの居場所事業（与那城・勝連地区）
- イ 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ウ 履行場所 ①うるま市石川地区（伊波中学校・石川中学校 校区内）
②うるま市与那城・勝連地区（与勝中学校・与勝第二中学校・彩橋中学校 校区内）
※2箇所の募集。1箇所のみでも応募可。
- エ 契約上限金額（1事業）25,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）
※内、体験活動に係る経費については150千円を上限とする。
※契約上限金額は、実際の契約額とは異なる。

オ 業務内容

生活困窮世帯やひとり親世帯、養育に困難がある家庭の子どもに対し、生活習慣や学習支援、キャリア教育等を行い、子どもが安心できる居場所を提供する。

市の相談員をはじめ、地域自治会や民生委員、学校等の関係機関と連携し支援する。

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	業務説明資料 別紙2	
3	プロポーザル方式実施説明書	
4	契約書（案）	
5	様式1	参加意向申出書
6	様式2	質問書
7	様式3	委任状
8	様式4	団体概要書
9	別記1	入札参加資格審査申請に準じた書類
10	別記2	暴力団排除に関する誓約書
11	様式10	企画提案書
12	様式10-2	企画提案書

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

公告（公募開始）	令和7年12月25日（木）
質問書受付期間	令和8年1月5日（月）から 令和8年1月9日（金）午後4時
質問に対する回答 市HPへ回答の公表	令和8年1月14日（水）から 令和8年1月15日（木）
参加申込書受付期間 (参加意向申出書)	令和8年1月16日（金）から 令和8年1月22日（木）午後4時
参加資格確認結果通知書交付日	令和8年1月26日（月）午後3時以降
企画提案書等提出期間	令和8年1月26日（月）から 令和8年2月2日（月）午後4時
一次審査期間	令和8年2月3日（火）から 令和8年2月10日（火）
一次審査結果通知	令和8年2月13日（金）
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年2月18日（水）
結果通知日	令和8年3月13日（金）以降
契約締結	令和8年4月1日（水）

2 担当部署及び問い合わせ先

〒904-2292

うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市こども未来部こども政策課 (担当:久高・崎原)

TEL 098-923-7624 FAX 098-979-7026

メールアドレス kodomoseisaku-ka@city.uruma.lg.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次に該当する者であること。

1年以上同種の業務（放課後等デイサービス、児童館、学童クラブ、障がい者施設、こども食堂等（こども支援））を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を参加意向申出書の提出期限日までに提出した者であり、国税及び納期限が到来しているうるま市税に未納がない者であること。

(3) 「うるま市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成17年告示第12号）」別表及び「うるま市庁舎等管理及び物品製造指名業者選定委員会要綱（平成30年訓令第5号）」別表（以下「指名停止措置要綱」という。）による入札参加停止期間中でないこと。また、入札参加有資格業者以外の者にあっては、指名停止措置要綱に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(6) 共同企業体が応募した場合は、(1)、(2)、(3)、(4)、(5) はすべての構成員が満たすものとする。

4 質問書及び参加申し込み等

※各種書類を期限日前に提出する場合は、市役所の開庁日及び開庁時間を確認のうえ、来庁願います。

(1) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問に対する回答は、市ホームページへ回答の公表を行う。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

- ア 提出期限 令和8年1月9日（金）午後4時まで（必着）
- イ 提出先 うるま市こども未来部こども政策課 こども貧困対策係 担当 久高・崎原
- ウ 提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行うこと。）
- エ 回答及び方法 令和8年1月15日（木）市HPへ回答を公表する。

(2) 参加申し込みについて

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

- ア 受付期限 令和8年1月22日（木）午後4時まで
- イ 提出先 こども未来部こども政策課 こども貧困対策係（担当 久高・崎原）
- ウ 提出方法 持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

- エ 提出書類 ※紙媒体で提出
 - （ア） 参加意向申出書（様式1）
 - （イ） 参加資格を確認するために必要な書類
 - ・ 国税 納税証明書（その3の3）（証明書の日付は提出日の3ヶ月以内）
 - ・ 都道府県民税納税証明書（証明書の日付は提出日の3ヶ月以内）
 - ・ うるま市又は企画提案者が所在する自治体 完納証明書（発行日は提出日の3ヶ月以内）
 - （ウ） 別記1に掲げる入札参加資格審査申請に準じた書類

(3) 参加資格確認結果通知書の交付

- ア 交付場所 うるま市こども未来部こども政策課 こども貧困対策係 担当 久高・崎原
- イ 日 時 令和8年1月26日（月）午後3時以降
- ウ その他 電話連絡等はしない。

※ なお、郵送を希望する場合は、参加意向申出書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

(4) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

- （2）で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。
- ア 提出方法 理由説明要求書の持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とする。）
- イ 提出期限 令和8年1月28日（水）

ウ 提出先 うるま市こども未来部こども政策課 こども貧困対策係 担当 久高・崎原
エ 様 式 任意様式

5 参加資格の喪失

- (1) 参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当するこ
とになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。
- ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
イ 第1章4(1)エ及び第2章2(2)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料 (以下「企画提案書等」という。)

- (1) 企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。
- ア 企業実績等
イ 基本方針
ウ 取組方針の妥当性
エ 安全対策、危機管理
オ これまでの取組実績

2 企画提案書等の提出

- (1) 提出物
- ア 企画提案書（様式10）（様式10-2）
イ その他資料
・参考見積書（内訳書）（様式10-3）
- (2) 提出部数 紙媒体3部（正本1部、副本2部）、電子媒体（CDR）1枚
※2箇所の事業に応募する場合はそれぞれの提案書を作成する。
- (3) 提出先 こども未来部こども政策課 こども貧困対策係（担当久高・崎原）
(4) 提出期限 令和8年2月2日（月）午後4時まで（必着）
※各種書類を期限日前に提出する場合は、市役所の開庁日及び開庁時間を確認のうえ、来庁願います。
- (5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

3 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。また、提案書に指定されている項目は全て記載すること。
(2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
(3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。
(4) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。

4 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル方式実施説明書第2章1及び2に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった者の提案。
- (5) 参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。

5 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (6) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (8) 提出された書類は返却しないものとする。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した選定委員会が次のように行う。

(1) 審査の実施

1事業に対して、4者以上の提案があった場合は1次審査を実施する。

1次審査の実施有無については、令和8年2月9日（月）午後6時までに、市ホームページへ掲載する。

ア 第1次審査（書面審査）

- (ア) 提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査を実施する。
- (イ) 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、イの第2次審査を行うものとする。
- (ウ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和8年2月13日（金）（予定）までに、メール若しくは書面にて通知する。

イ 第2次審査（プレゼンテーション）

- (ア) 実施日 令和8年2月18日（水）（予定）詳細については対象者に別途連絡する。

- (イ) 第2次審査は、提案内容に対する確認や法人等として重要と考えている項目に対する補足説明を主な目的として実施するもの。提出された企画提案書の説明のために、必要な機材の使用を認める。
- (ウ) 評価基準に従い審査を行う。
- (エ) プレゼンテーションへの出席者は2人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、プレゼンテーション時間は1者あたり30分程度（準備5分、説明15分、質疑10分程度）を予定している。
- (オ) プレゼンテーションに必要な書類等（PC端末及びwi-fi等は事業者で用意すること。プロジェクター（映像入力端子：HDMI）及びスクリーン等は本市が用意する。
- ウ 評価基準 別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更是、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 審査の結果、いずれの提案者も最低基準点（60点）以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。
- (4) 特定・非特定の通知
提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により**令和8年3月13日（金）**以降、3月末までに通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとする。

- ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
イ 第1章4（1）エ及び第2章2（1）で示す書類に虚偽の記載をしたとき

4 審査結果に対する異議申し立てについて

- (1) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

第4章 その他

1 その他

- ① 本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。
- ② 本事業は現地調査等を含め、遂行状況調査を行い、指導・助言をすることができる。

別紙1. 評価基準

評価基準

評価項目	評価のポイント		配点
参加意向申出書・提案に対する評価	企業実績	同種業務（拠点型子どもの居場所、学童クラブ、児童館、放課後等デイサービス、障がい者施設、子ども食堂等）における過去2年の実績	10
		主たる担当者が、関連業務に従事した実績	6
	取り組み方針の妥当性	・人材確保、人材育成等を適切かつ確実に実施する体制は整っているか。 ・事業実施に適した実務経験のある人材を確保をしているか。	10
		・居場所の提供をするにあたり、安心安全な居場所となるよう工夫や配慮があるか。	10
		・食事の提供や共同での調理等の提案がされている。	10
		・生活指導や学習について、業務説明資料に沿った支援の提案がされている。	10
		・自己肯定感の向上につながるようなキャリア教育などの提案がされている。	10
	安全対策危機管理	・個人情報保護及び守秘義務に関する取り組みや管理体制は適切か。	6
		・送迎時等の安全対策と災害時、緊急事態発生の際に適切な管理体制はとられているか。（避難経路、避難所の確認、緊急連絡網の作成を含む）	8
		・衛生管理（衛生、食品等）について適切な管理体制はとられているか。	
プレゼンテーションの評価	・理解度 ・専門技術力	・提案内容が本事業の趣旨、目的に関する理解や基本的な考えは適切か。 ・本業務に適した技術力を有しているか。	10
	提案内容の実現性	・子どもの実態に応じ効果的な支援を実施することが期待できかつ実現性があるか。 ・提案内容に対して見積金額は適切か。	10
合計			100

様式 1

令和 年 月 日

うるま市長宛て

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

参 加 意 向 申 出 書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

なお、うるま市公告第 号の参加をするために必要な資格に相違していないことを誓います。

件名：うるま市利用申込型子どもの居場所事業（ 地区）

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

樣式 2

(事業者提出用)

様式 3

委任状

(あて先) うるま市長

令和 年 月 日

委任者 本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、うるま市が発注するうるま市利用申込型子どもの居場所事業（ 地区）業務委託について、下記のとおり権限を委任します。

受任者 所在地

商号又は名称

代表者職氏名 印

委任事項

- 1 プロポーザルの参加申込み及び企画提案書の提出に関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 業務完了における検査立会いに関すること。
- 4 契約代金の請求並びに受領に関すること。
- 5 その他契約に関する一切の権限。

様式 4

団体概要書

※令和 8 年 1 月 1 日時点をご記入ください。

所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
設立年月日	
資本金	
事業所数	事業所数： 箇所
役員の状況	役員数： 名
事業概要	

本店及び支店の状況について

1 うるま市内に本店及び支店（営業所）がある

ある 所在地： ない

※ある場合は、所在地を記載ください。

2 県内に本店又は支店（営業所）がある

ある 所在地： ない

※ある場合は、所在地を記載ください。

別記1

入札参加資格審査申請に準じた書類一覧表

- 必要提出書類を確認し（備考欄に記載の場合に該当するときに提出が必要になる書類もあります）、チェック欄（太枠内）を記入のうえ、No.1 から順に揃えてこの一覧表とあわせて提出してください。

チェック欄記入方法 … 提出を要する：○、提出不要：／（斜線）

- 提出書類は、全てA4 サイズにしてください。
■ 参加意向申出書と同時に提出してください。

NO	提出書類	備考	✓ 欄	市確認欄
1	委任状【様式3】	支店・営業所等へ参加等を委任する場合に提出		
2	市税の納税証明書又は完納証明書	うるま市内に本店を置く場合又はうるま市内の支店・営業所等へ参加等を委任する場合に提出 証明日は3ヶ月以内の日付であること		
3	都道府県税納税証明書	証明日は3ヶ月以内の日付であること		
4	消費税及び地方消費税に係る納税証明書「その3」 ※写し可	消費税及び地方消費税について未納の税額がないこと (「その3の2」「その3の3」でも可) 課税対象者でもない場合も提出 証明日は3ヶ月以内の日付であること 所管税務署で発行		
5	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） ※写し可 ※法人格を有していない場合は、団体概要書	法人の場合に提出 現在事項全部証明書でも可 1カ年以上業務を営んでいること 証明日は3ヶ月以内の日付であること 所管法務局で発行		
6	貸借対照表・損益計算書 ※写し可	法人の場合に提出 直前決算1カ年分		
7	暴力団排除に関する誓約書	(様式あり)		
8	登記されていないことの証明書（個人）	個人の場合に提出。 禁治産又は準禁治産、後見、破産をしていない証明書。 写し可		
9	(青色申告者) 所得税確定決算書の写し (白色申告者) 所得税確定申告書の写し又は市県民税申告書の写し	個人の場合に提出。 直近1年の決算		

別記2

暴力団排除に関する誓約書

うるま市利用申込型子どもの居場所事業（　　地区）業務委託のプロポーザル参加にあたり、うるま市暴力団排除条例（平成23年うるま市条例第23号）に基づき、暴力団の排除のために必要な協力を行うこと及び下記事項について誓約します。

また、うるま市が暴力団排除に必要な場合には、沖縄県警察本部又は管轄警察署に照会及び役員等名簿のほか照会に必要な情報を提供することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（誓約者が個人である場合はその者。誓約者が法人である場合はその役員及び契約委任する営業所等の代表者。誓約者が共同企業体である場合はその構成員である法人の役員及び契約委任する営業所等の代表者。以下同じ。）が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められる者
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (5) 前各号に該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

2 暴力団、暴力団員等、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者が、経営に実質的に関与していることはありません。

3 うるま市との契約に関し、下請負人、再委託人（下請、再委託が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下同じ。）又は資材・原材料業者を使用する場合は、当該者が上記1の各号に該当しないことを確認します。また、当該者が上記1の各号に該当した場合、うるま市との契約に関する事項から排除します。

4 うるま市より上記1から3に該当するか否かの照会のために役員名簿等の情報提供の要請があった場合には、直ちに応じます。

5 本誓約が虚偽であり、又は本誓約に違反したことにより被る不利益について、異議は一切申し立てません。

令和　年　　月　　日

うるま市長あて

(誓約者)

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印